

平成26年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第4回第二分科会
開催日時	平成26年7月31日(木) 午前10時から正午
開催場所	区役所5階 庁議室
出席者	【委員7人】 足達分科会長、金子委員、村上委員、望月委員、上原委員、長谷委員、町田委員 【区側13人】 指導室(指導室長、指導室職員2人) 高齢者支援課(高齢者支援課長、高齢者支援課職員2人) 公園課(公園課長、公園課職員1人) 事務局(経営改革担当課長、事務局職員4人)

会議概要

1 開会

(分科会長より傍聴人の確認、資料の確認を行った)

2 事務事業の評価

(1) スクールカウンセラー派遣事業

(分科会長より第1回での議事要旨の確認後、質疑応答)

- A委員 前回、スクールカウンセラー(以下、「SC」という。)が全員と面接している学校もあると聞いたが、全ての学校に徹底させることはできないものか。
- 指導室 今年から、中学1年生と小学校5年生には全員と面接することを始めたところである。
- B委員 今後の方向性に「拡大」と記載あるが、いつまでに、どの位の拡大を見据えているのか。
- 指導室 小学校に音楽等の専任の先生がいるように、心理の専門家であるSCに毎日学校に来てもらうことが理想である。まずは、平成30年度までに小学校に週2日、中学校は問題を抱えている子が多いため、週3日を思い描いている。
- B委員 養護教員のように常在するのが理想ではないか。自分の子どもが中学生のとき、いじめを受けていた経験から、SC自体はコミュニケ

ーションをとってくれたり、話を聞いてくれるのでよいと思うが、解決には結びつかなかった。

(指導室長より、スクールカウンセラーの紹介)

指導室 旧明石小学校にある総合教育センターで教育相談員として勤務している。葛飾区ではないが、他区のSCとして都費で勤務している。

分科会長 区費と都費の違いを今一度説明願いたい。

指導室 小学校は、都費で全校週1日、区費で保田しおさい学校に週1日派遣している。中学校は、都費で全校に週1日、区費で半数の学校は1日、残りの半数は半日派遣している。

分科会長 都費で週1日は派遣されているということから、週3日という区費で、中学校に週にあと2日派遣できるとよいということか。

指導室 そのとおりである。

B委員 SCと担任の先生との役割の区分けを聞きたい。

SC SCは、校長の指示が必要である。いじめがあった場合は、子どもにどういう思いがあったかを本人に聞き取り、子どもと担任の先生や保護者などと問題の解決に向けたコーディネートをする役割を担っている。

C委員 基本的には、先生がしっかりしていれば、SCは、いらないと思っている。昔は、先生が全て解決していた。国や都で決められていることならば、仕方ないと思うが、そうでないのであれば、その前に区でもっと工夫ができるはずである。そこを変えてもらいたい。先生の質を上げることである。これだけの費用をかけていても、SCでは、何も解決できない。話を聞くだけで指導もできない。その後のフォローもない。時間に関係なく対応してくれる校長先生の経験者など子どもたちのためになる人材はもっといるのではないか。

B委員 我々の時代とは、親の状況も変わってきている。共働きなどで、子どもと接する機会が限られている中、子どもをしっかりとみることができないのではないか。一概に先生の質の問題ではなく、保護者も含めて、昔とは違うのではないか。

分科会長 SCに実際に経験した事例をお聞かせ願いたい。

SC 小学校のSCでの経験では、教室内でのいじめへの対応をしたことがある。休み時間や給食の時間などに巡回して様子を伺って声をかけたり、先生の許可を得て、授業の様子を見たりしている。自分が関わった事例としては、保護者からの通報で、子どもの私物を傷つけられたり捨てられたりしたということがあった。まず、本人の意向を聞いて、先生に伝え、保護者にも対応策を助言をした。

- 分科会長 その事例は、解決したのか。
- S C 私物を傷つけた子が特定できたので、子ども同士で話し合いをし、本人たちも納得して解決した。加害者の家庭に事情があり、注目されたかったためにとった行動で、いじめられた子に問題があったわけではなかった。そのため、加害者に対する接し方を関係者にアドバイスするなどの対応を図った。
- B委員 個人的には、費用がかかったとしてもS Cはもっと増やさないといけない、効率的に運営しないといけないと思う。他の地区や海外との比較もして、問題が起きてから配置するのではなく、長期的視点で人数を計画化して考えるべきである。
- C委員 これから起こりうるだろうという想定の見えないものについては、お金がどんどん増えてしまう。各校に配置するのではなく、区で1本化して、電話で対応してもらうなどしてはどうだろうか。相談室に入っていただけで、チクリだといじめの原因になってしまうこともあるだろう。
- D委員 基本的にはC委員の意見（S C不要）に大賛成であり、最終的な理想論ではあるが、現実には難しいと思う。カウンセラーの顔が見えてこない。何かあった子にとっては見える存在であるかもしれないが、一般的には見えてこない。もう少し地域に出てこれられないものか。また、成果指標の目標である不登校の児童数は、0であるべき。S Cにお金かけるのであれば、もっと地域に出てこなければならぬ。
- E委員 養護教員は、密に子どもたちと接しているように見えるが、S Cは、1年で変わってしまうことも多い。そのような中で、いじめや不登校について解決に向けてどこまで関われるのかが疑問である。
- 指導室 S Cを民生児童委員の方など地域の協力者と懇談する会があってもいいというご意見をいただいたことについて、お話ししたい。S Cには、ガイドラインが定められている。都のガイドラインでは、学校内での対応が原則であり、外部へは行けないため、家庭訪問などはしていない。ただし、区のガイドラインでは、校長が定めれば家庭訪問や会合などを設定することもできる。
- D委員 都のガイドラインで出来ないのであれば、区独自のS Cを増員すればよいのではないか。そのようなしくみをつくることも大切である。
- B委員 複雑な社会になってきたから必要である。
- E委員 S Cとして専門の人が各学校一人いるとよい。
- A委員 価値観が多様化してきている。昔の子どもと違ってインターネット

等で情報量が多く考え方が複雑になっている。そのような中、自分の気持ちを言えない子も増えてきている。お金や時間に関係なく、ボランティア等に入ってもらって、いつでもどこでも相談できるしくみにしなければもたなくなってくるのではないか。募集したボランティアに区の方針等をレクチャーしてある程度の資格を与える等できないか。

分科会長 東京都も区部だけでなく、多摩地域など様々な地域性があるため、都のガイドラインではなく、葛飾区独自のガイドラインを考える必要があるのではないか。

指導室 区費の派遣分については、葛飾区独自のガイドラインを定めることは可能であり、現在も定めている。実際、学習サポーター等ボランティアとして学校に入っている現状はある。ただ、現状の予算の範囲内では厳しいものもある。

B委員 予算のことをここで議論するのではなく、カウンセリングの葛飾バージョンやコストについてのしくみ等本質を議論すべきである。

D委員 余談だが、ボランティアの報償費では労働基準法に触れていると訴えられていると聞いた。ボランティアか労働かというのは明確にしなければならぬと思う。

分科会長 実際にS Cを経験されて、現場で苦労した点などをお聞かせ願いたい。

S C 勤務日数の関係から、学校管理職との関係のとり方が難しいことがある。なるべく先生の妨げにならないように気をつけている。先生の理解が得られないこともある。

D委員 子ども以外にも、先生から私生活の相談等もあるのか。

S C 先生から個別の児童への接し方についての相談を受けることもある。先生の私生活の相談については、受けられない。

F委員 7月27日の朝日新聞に掲載されていたが、スクールソーシャルワーカーとして働いている非常勤職員の20代女性が経済的に困窮しておりバイトしているという。カウンセラーとソーシャルワーカーは違うのか。

S C スクールソーシャルワーカーは資格要件が異なっており、社会福祉士の資格をもっている。

指導室 葛飾区には、2名のスクールソーシャルワーカーがいる。

(2) 高齢者虐待防止事業

(高齢者支援課より追加資料について説明、分科会長より第3回での議事要旨の確認後、質疑応答)

A委員 24時間電話相談を受ける人はどのような人なのか。

高齢者支援課 17時までは高齢者支援課の職員が対応している。17時以降は、委託業者が対応する。業者には資格要件までは課していないが、相談に対して心理的なカウンセリングのできる人や社会福祉に素養のある人が対応するようにしている。

A委員 ひとりぐらし高齢者が平成16年度に急激に増えたように見えるが何か要因があるのか。

高齢者支援課 団塊の世代が65歳に達したことによる増と考えられる。

B委員 介護保険における地域支援事業とはどういうものか。また、介護保険の事業と虐待予防の事業との違いがわかりにくい。

高齢者支援課 地域支援事業は、財源が介護保険料であり、介護保険の一環として実施しているものである。介護保険は広く要支援や要介護の高齢者に対して提供するものであり、そのうち特殊な事例として虐待が含まれることがあるものである。

事務局 介護保険には、介護を受ける人の状態によって利用できる範囲が限られている。虐待予防事業では、介護をしている人に対して提供できるサービスであると考えていただきたい。

D委員 虐待は、ひとりぐらしの高齢者だと受けないと考えてよいのか。

高齢者支援課 ひとりぐらしであっても離れて暮らす家族が来たときに経済的搾取などの虐待が発生する可能性がある。

D委員 介護していなくても虐待はあるのか、介護しているから虐待が起こるのか。

高齢者支援課 虐待を受ける高齢者は、認知症の方がリスクが高く、認知症の予防をすることが虐待の予防につながると考えている。

D委員 介護予防と、虐待予防はどう違うのか。

高齢者支援課 介護は、一つの要因であって、全てではない。予防的なことを考えたときに虐待してしまう人の成育歴や性格も多大な影響があるが、虐待者への取組ができていない現状がある。そのような中、介護予防をすることで、周辺のリスクを減らすことができる。

分科会長 介護保険と虐待防止事業の区分けがわかりにくいため、概念のイメージ図を次回用意願いたい。

(3) 静観亭管理運営事業

(公園課より追加資料について説明、分科会長より第3回での議事要旨の確認後、質疑応答)

B委員 静観亭と地区センター等の公共施設の利用率を算出する際の分母は同じものと考えてよいのか。

公園課 利用率は、午前、午後、夜間の3区分で、他の公共施設と同じ分母としている。

F委員 部屋によって利用率が違っているようだが、同じものもある。

公園課 2階にある3部屋は、一緒に使うことが多い。また、窓のある角部屋の利用率は比較的高い傾向にある。

B委員 区の施設で他に料理を提供する施設はあるのか。

事務局 静観亭以外にはない。

D委員 料理は、その場で作っているのか。

公園課 静観亭には厨房施設があるが、一部外注しているものもあると聞いている。

D委員 公園課としては、利用率を上げていきたいと考えているのか。

公園課 施設は継続して区民の方にたくさん利用していただきたいと考えている。

D委員 賄業は、常駐しているのか。一人で従事しているのか。食堂のようにその場で注文して飲食することはできないのか。

公園課 常駐している。

E委員 忙しい時期は、アルバイト等を雇っているようである。

B委員 賄業の協定と指定管理者との違いは何か。

事務局 指定管理者は、運営も含めて業者に託すもので、区がお金を払っている。また、公募して入札する。賄業の協定は、料理の収益に関して区は関係しない。

B委員 事業者は赤字にはならないのか。

公園課 利用料などの滞納は一切ないため、経営状態は安定しているものと思われる。

F委員 この協定が利用率の妨げになっているのではないか。

A委員 部屋を利用する場合、必ず料理を注文しなければいけないのか。

公園課 部屋だけの利用が可能である。

D委員 飲食物の持ち込みはできないのではないか。

公園課 過去に持ち込まれた食材で食中毒が発生したことにより、飲食物の持ち込みを禁じているという経緯がある。

D委員 お茶や水などの飲み物の持ち込みもできないのか。

公園課 備え付けのポットや茶碗を利用いただくことはできる。

- F 委員 その辺りが、利用率上がらない理由ではないか。少しくらいの持ち込みは、柔軟に認めてもよいのではないか。利用率が1桁ということがあるのは、区民は納得できないのではないか。
- B 委員 目標設定自体が低すぎる。他の公共施設をみても、利用率30%ぐらいを目指すべきと思う。
- D 委員 博物館等で落語の会などを開催しているが、そのような催しを静観亭で開催できないのか。
- 公園課 催しものを開催したことはないが、開催できないことはない。
- D 委員 あれだけの景色が眺められる施設であるのだから活用についても考えなければならないのではないか。
- E 委員 地元の人も静観亭は、会合での宴会として利用するものとして認識している。
- F 委員 民間のファミリーレストランのような業者が入れば、もっと利用率が上がるのではないか。協定は破棄できないのか。
- 公園課 協定は、1年毎に更新している。3か月前に更新の意思を確認することとなっている。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会